

答えがすぐに浮かびますか？

遺留分減殺請求の時効

孫への贈与と子供への特別受益は

お客さまからよく質問・遺贈があったことを知
る受けることとお客さま
がご存じないことを、左
表に挙げてみました。
みなさん、答えがすぐ
に浮かびますか？

【A1】遺留分減殺請求
の時効(民法1042条)
は、遺留分権利者が相続
の開始を知った時から1
年間かつ減殺すべき贈与
期間かつ減殺すべき贈与
期間

- Q1 「遺留分減殺請求権に時効は
あるの？」
- Q2 「生命保険金の受取人は遺言
で変更できる？」
- Q3 「相続の際に長男の孫に多額
の財産が贈与されていたことが
判明…これは長男の特別受益に
なる？」
- Q4 「相続税の税務調査はいつ頃
行われるの？」
- Q5 「特別受益の財産評価額は、
贈与当時の価額で評価される
の？」
- Q6 「特別受益の持ち戻し免除の
意思表示さえしておけば、遺留
分を侵害していても問題はない
の？」
- Q7 「非嫡出子の相続分は嫡出子
の半分になるの？」
- Q8 「相続開始3年以内の贈与財
産は、すべて被相続人の相続財
産へ持ち戻しとなるの？」

普段から根拠知識を整理して

よくあるお客さまからの質問や疑問に対処

相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役
東 潤一

..... 25

あづま・じゅんいち
株UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する
相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を
経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラス
FPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、
独立系FPとして、相続・事業承継プランニング
を中心にファイナンシャル・プランニング全般の相
談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等
に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践
CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサル
ティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

あつま・じゅんいち
株UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する
相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を
経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラス
FPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、
独立系FPとして、相続・事業承継プランニング
を中心にファイナンシャル・プランニング全般の相
談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等
に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践
CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサル
ティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

(特別受益者の相続分)

民法第903条

1. 共同相続人中に、被相続人から、
遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子
縁組のため若しくは生計の資本と
して贈与を受けた者があるときは、
被相続人が相続開始の時において
有した財産の価額にその贈与の価
額を加えたものを相続財産とみな
し、前三条の規定により算定した
相続分の中からその遺贈又は贈与
の価額を控除した残額をもってそ
の者の相続分とする。
2. 遺贈又は贈与の価額が、相続分
の価額に等しく、又はこれを超える
ときは、受遺者又は受贈者は、そ
の相続分を受けることができない。
3. 被相続人が前二項の規定と異な
った意思表示したときは、その意
思表示は、遺留分に関する規定に
違反しない範囲内で、その効力を
有する。

【A2】平成22年4月1
日に施行された保険法
で、契約時に定めた保険
金受取人の変更方法につ
いては、新たに「遺言に
よる方法」が加わりまし
た。遺言で保険金受取人
を変更する場合は、①契
約者が被保険者の同意を
得ていること、②法律上
有効な遺言であることな
どが必要で、
※生命保険会社に変更
の通知(遺言の場合、相
続人が通知)が到着する
前に、変更前の受取人に
保険金が支払われた場
合、そのあとに変更後の
保険金受取人からの請求
があっても保険金は支払
われません。(生命保険
文化センターHPより引
用)

【A3】相続人の配偶者
かという点、これは原則
孫などへの贈与は原則
の通知(遺言の場合、相
続人が通知)が到着する
前に、変更前の受取人に
保険金が支払われた場
合、そのあとに変更後の
保険金受取人からの請求
があっても保険金は支払
われません。(生命保険
文化センターHPより引
用)

【A4】KSK(国税総
合管理)システムに収め
られている情報、各支払
調書や各種資料、金融
機関への調査、反面調査
など時間を掛けて丁寧に
行い、相続税申告書の提
出から1〜2年後に税務
調査が行われているよう
です。
中央経済社刊より。

【A5】特別受益(民法
903条)は、住宅取得
資金を贈与してもらっ
た、他の相続人に比べて
高額な学費を負担しても
らった、など生前
贈与や遺贈などに
より、他の相続人
よりも財産をたく
さんもらっている
場合に精算する制
度です。贈与から
何年経っていても、
期限はな30
年前の贈与であっ
ても特別受益とさ
れます。特別受益
の評価の基準時
は、相続開始時期
の時価(民法90
4条第1項)とす
るのが実務ですの
で、過去の受益を
相続開始時の評価額に計
算し直して評価します。

【A6】特別受益につ
いては、被相続人が遺言で
持戻し免除の意思表示を
行うことができることとさ
れています。ただし遺留分
を侵害しない範囲
で定められて
います(民法9
03条第3項)。
後継者に事業
を承継する場合
など、自社株式
や事業用資産を
生前に贈与して
いる場合があります。
これにより
り特別受益とな
り、かつ遺留分
を侵害すること

相続税の税務調査は1〜2年後

納税者も事前準備が必要

【A7】愛人との
間に生まれた婚外
子を認知すると、非嫡出
子となります。この状態
では、愛人の子供ですが、
その後、本妻と離婚して
その愛人と再婚すると、
「準正」(民法789条)
により嫡出子に昇格しま
す。前妻との間のお子さ
す。前妻との間のお子さ
す。

【A8】相続開始日前3
年以内に贈与を受けた財
産は、相続税の計算上、
被相続人の財産に持ち戻
され計算されます。た
だし、適用を受けるのは
相続または遺贈により財
産を受けた人に限られま
す。1年に一度くらいし
か活用しないような知識
でも、それを知っていた
からこそ仕事がスムーズ
に運ぶことができます。

即答できない場合は宿題に

【A7】愛人との
間に生まれた婚外
子を認知すると、非嫡出
子となります。この状態
では、愛人の子供ですが、
その後、本妻と離婚して
その愛人と再婚すると、
「準正」(民法789条)
により嫡出子に昇格しま
す。前妻との間のお子さ
す。前妻との間のお子さ
す。

前贈与の対策から短期間
で相続が起こる可能性も
あります。相続人の方へ
の贈与と併せて相続人以
外のお孫さんへの生命保
険料の贈与を行って対策
を行うこともあります。

いかがでしょうか？
みなさんすぐに答えが思
い浮かびましたか？
相続コンサルティングを行っ
て、お客さまから質問
された際に「あれ、ど
うだったかな？」と、す
ぐに思い出せないことも
あります。そのような場
合は、すぐに謝ります。
「申し訳ありません。
記憶が曖昧ですので、確
認してからお答えしま
す。間違ったことをお伝
えすると大変ですので」
と宿題にしていたくださ
す。すべて完璧に覚える
ことはできませんので、
普段から根拠知識を整理
しておくようにしていま
す。